

三木警察署だより ☎82-0110

特殊詐欺の新たな手口「スプーフィング」に注意を！

「スプーフィング」とは

実在する警察署などの代表電話番号を何らかの方法で偽装表示させ、固定電話や携帯電話に電話を掛け、個人情報や金銭を要求する「なりすまし詐欺」の手口です。

こんな電話は詐欺です！

「あなたに容疑がかかっている」「取り調べの必要があるので出頭するように」などと出頭を求めたり、「出頭できないならLINEで取り調べをする」などと称してLINEに誘導します。その後、偽の警察手帳や逮捕状などをビデオ



通話で呈示し、現金やインターネットバンキングの振り込みを要求します。

被害を防ぐために

- 表示された電話番号を安易に信用しない
- 怪しいと思ったら
 - ・相手の名前、所属部署などを確認し、必ずいったん電話を切る
 - ・自分で調べた電話番号に折り返す
 - ・家族や知人、警察署に相談する

警察が金銭を電話で要求したり、捜査活動でLINEを使用することはありません。

消費生活相談

■ 渡航の準備にともなうトラブルに注意しましょう

問(市)生活安全課

相談事例

- ・米国へ旅行する前に、ESTA(電子渡航認証システム)を申請するためインターネットで検索した。一番上に出て来たサイトが米国政府の正規サイトと思い、申請した。渡航日に空港へ行くと申請ができていなく、偽サイトであったことが分かった。
- ・インターネットで海外ホテルを予約したが、予約した日程では行けなくなったので、当日中にキャンセルを申し出たところ「返金不可のプランなので返金はできない」と回答があった。当日中に連絡をしたし、日程は2カ月先にもかかわらず返金されないのは納得できない。

アドバイス

- ・米国への渡航にはESTA申請が必要です。一度認証されると2年間有効です。しかし、模倣サイトがあり、申請手数料を要求されたり、申請がなされていない事例が発生しています。正規サイト*であることを確認して申請しましょう。
- ・海外の商習慣やルールの違いを理解しないまま利用するとトラブルに発展することがあります。利用規約をよく確認して利用しましょう。
- ・海外事業者とのトラブルについては「越境消費者センター」で相談を受け付けています。詳細はホームページをご覧ください。

越境消費者センターホームページ▶

※ESTA申請公式サイト <https://esta.cbp.dhs.gov/>



契約や商品に関するトラブルや多重債務に関することは 消費生活相談へ

日時 月・火・木・金曜(第2木曜と祝日を除く) 午前9時～正午、午後0時45分～4時
場所 市役所 2階消費生活センター(窓口で相談する場合は事前に電話で問い合わせてください。電話でも相談できます)



▲身近な相談事例はこちらから

5月は赤十字運動月間

日本赤十字社が国内外で行っている災害救護活動や献血事業などの人道的活動は、会員・寄付者の方々の温かい善意によって支えられています。赤十字活動にご理解いただき、活動資金にご協力をお願いします。

問(市)福祉課 総務・監査係

狩猟免許試験を実施

県では、シカやイノシシなどの狩猟鳥獣の捕獲に必要な狩猟免許の試験を実施しています。

▶申込期間

- 第1～4回目 5月19日(月)～30日(金)
- 第5～7回目 7月28日(月)～8月8日(金)
- 第8回目 9月29日(月)～10月10日(金)

各試験日や試験会場などの詳細はホームページをご覧ください。

問(県)環境部 自然鳥獣共生課

☎078-362-9084

●狩猟免許初心者講習会を実施します

狩猟免許試験を受験する方を対象に、(一社)兵庫県猟友会が狩猟免許初心者講習会を実施します。日時や場所などの詳細はホームページをご覧ください。

問(一社)兵庫県猟友会

☎078-361-8127



▲ホームページ



Hello Friends

ALT(外国語指導助手)英会話サービス

市ホームページから視聴できます▶

問(市)学校教育課



5月12日は民生委員・児童委員の日



「民生委員・児童委員」は、地域住民の立場に立った相談・支援活動を積極的に行いながら、関係機関・団体などと連携・協議し、地域福祉の向上に努めています。

4月1日現在、市では民生委員・児童委員157名、主任児童委員11名が活動しています。福祉に関することや心配ごとなどは、地区の民生委員・児童委員に相談してください。

問(市)福祉課 総務・監査係

障がい者虐待？と思ったら相談してください

家庭や施設、勤務先などで障がい者への虐待または虐待と思われる事実を発見した場合は、一人で悩まず相談してください。相談者や相談内容の秘密は守られます。

▶虐待の種類

身体的虐待

暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為

ネグレクト(放棄・放置)

食事や入浴など身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療、教育を受けさせない行為

心理的虐待

脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどで精神的に苦痛を与える行為

性的虐待

性的な行為やそれを強要する行為

経済的虐待

本人の同意なしに財産や年金、賃金を使ったり、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限する行為

問(市)障がい福祉課 障害者基幹相談支援センター

